

2008 年度／法学部自己点検・評価報告書

【1】2009 年度カリキュラム改訂の考え方と具体的制度について

法学部では、創価大学学則 4 条の 2 において人材の養成目的を次のように定めている。イ．民衆の側に立ち、正義の実現のために行動する健全なリーガルマインドを身につけた人材を育成する。ロ．人権を尊重し、平和実現のためにたゆまず努力を続ける人材を世界に輩出する。ハ．人間主義を基調とした新たな法文化創造の担い手を養成する。

上記教育目的の実現のために、2007 年度カリキュラムから大幅な改訂を行なうとともに、2009 年度新カリキュラムにおいて、より一層の充実をはかった。具体的には、以下のような考え方および制度として特徴づけられる。

第 1 に、学生が自らのキャリア設計（進路）に応じ、集中的、系統的に学習を進め、能力を高めていくことができるようにするため、2007 年度からコース制を導入し、2009 年度カリキュラムにおいて、それらの科目の充実をはかった。コースとしては、①リーガルプロフェッションコース、②ビジネス法務コース、③平和・公共政策コースの 3 つのコースを設け、各コースのコース科目のうち 16 単位を修得することを卒業要件として課した。

第 2 に、科目の新設、充実である。具体的には、多様化する時代の要請に応えるために、これまでさまざまな新しい科目を設置してきたが、2007 年度からのコース制の導入に伴い、「平和学」、「公共政策論」、「立法政策論」、「Law & Politics Workshop in English」、「ビジネス法務ワークショップ」などの科目を新設した。さらに、2009 年カリキュラムにおいて、「公共政策ワークショップ」、「公共経済論」などの科目の新設や、「Peace & Human Rights Workshop in English」、「Peace & Human Rights 海外研修」、「International Internship」など、英語で法律学、政治学を学ぶ「Peace & Human Rights (PHR) 科目」群の設置、「公法法務演習」、「民事法務演習」、「刑事法務演習」など学部教員に加えて弁護士など実務家も担当する科目も設置し、充実をはかった。

第 3 に、少人数クラスによる必修科目として 1 年前期に学ぶ「法学基礎演習」の充実をはかるとともに、「政治学基礎演習」も新設し、大学での勉強の仕方、とりわけ法学・政治学学習の基本的スキルを習得できるようにした。同じく 1 年前期の「法学概論」は、各専門分野の教員が交代で担当するオムニバス形式を採用し、法律学の全体像に興味をもって学べるようにし、初年次教育の充実をはかった。

第 4 に、法律実務の現場で活躍する法曹による「実務法学」の実施や模擬法廷を使つての「模擬裁判」を「法学概論」の授業に取り入れるなど、理論と実践の橋渡しに努めてきたが、2007 年度カリキュラムにおいて、法律実務の現場での体験を通して法律を学ぶ「法学インターンシップ」、「公共政策インターンシップ」など、現実社会で生起している様々な事件や紛争に法律学の理論がどのように活用され、それを解決しているのかを学ぶ、いわば理論と実務の掛け橋となるような科目を新設した。また、法律に関する一定の資格試験への合格を単位として認定する、「法学資格認定」という科目も新設した。

【2】人材養成の達成度の把握（新カリキュラムの評価方法）

前述のとおり法学部では、創価大学学則4条の2において3つの人材の養成目的を定めている。

さらに、2007年度カリキュラムからコース制を導入し、コースごとに具体的な人材養成目標を学生が修得すべき次のような能力として定め、その能力の開発に必要なカリキュラムを構築した。コースごとに示した学生が修得すべき能力とは、リーガルプロフェッションコースでは、「法的紛争の解決に必要な見識と実践的解決能力」、ビジネス法務コースでは、「コンプライアンス能力」、平和・公共政策コースでは、「国際社会で活躍するための資質、およびコミュニケーション能力」（国際コミュニケーション能力）、および「さまざまな政策課題を解決するための公共政策の立案や実施・評価に携わることのできる能力」（公共政策のマネジメント能力）、である。2009年度カリキュラム改訂においては、前記1のとおり、その一層の充実をはかった。

法学部では、この2009年度の新カリキュラムの評価方法として、人材養成目的の達成度を客観的に検証するための措置を以下の計画で導入実施する。

組織

法学部において新カリキュラム評価を行なうため、次の組織をおく。

- (1) カリキュラム評価委員会：学部長、学部長補佐、学部教務委員、共通科目担当部会委員、法学部事務長をもって構成する。
- (2) カリキュラム評価作業部会：学部長補佐、学部カリキュラム検討委員、法学部事務長をもって構成する。

ロードマップ

2009年度：新カリキュラム1年目

法学部長の下にカリキュラム評価作業部会を立ち上げ、人材養成目的および能力修得の達成度を客観的に検証するために妥当な手段に関して検討を開始する。具体的には、各コースのコース科目を中心とした専門科目について、授業のあり方の見直しを含めて、上記の能力修得の達成度を判断できる成績評価のシステムを検討する。

2010年度：新カリキュラム2年目

前年度の成績評価システムの検討をさらに具体的に進めるとともに、その成績評価システムの一環として、補助的に、法学検定試験、ビジネス実務法務検定試験、各種英語検定試験を利用することが考えられることから、その必要性についても検討し、成績評価システムに関する1次原案を策定する。この検討および原案策定過程において、教員、学生、卒業生に対するインタビューやアンケート調査を必要に応じて実施する。

2011年度：新カリキュラム3年目

新カリキュラム導入時に入学した学生が3年次となり、ある程度、検証可能なデータも得られるので、そのデータを踏まえて、前年度策定した成績

評価システムに関する1次原案を再検討し、最終案をまとめる。

2012年度：新カリキュラム4年目

前年度策定した成績評価システムにより、新カリキュラムの評価を行う。

2013年度：評価準備年度

前年度のカリキュラム評価を点検し、成績評価システムの見直しを行う。

2014年度：評価重点年度

見直された成績評価システムに基づいて、2009年度新カリキュラムの検証を総合的に行う。